



平成 23 年 3 月 18 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 タ カ ラ ト ミ ー
代 表 者 名 代 表 取 締 役 社 長 富 山 幹 太 郎
(コード番号 7867 東証第 1 部)

問い合わせ先 執行役員管理本部長 田島 省二

T E L 03-5654-1548

RC2 Corporationの買収・完全子会社化に関する最終契約について

2011 年 3 月 11 日付けの「株式公開買付けによる RC2 Corporation 買収・完全子会社化について」と題するプレスリリース(以下「原プレスリリース」)にてお知らせしましたとおり、当社は、RC2 Corporation(以下「RC2」)との間で、当社の間接の米国完全子会社(以下「米国完全子会社」)が現金による株式公開買付けおよびこれに続く現金を対価とする合併により RC2 を買収(以下「本買収」)することについて合意しました。

当社と RC2 との間で締結しました本買収に関する合意(以下「本契約」)の内容につき、下記のとおり原プレスリリースの内容を補充致します。

記

1 本買収の手続きについて

本契約の条項に従い米国完全子会社は 2011 年 3 月 24 日(米国時間)に公開買付けを開始し、本契約に従った延長又は解除がなされない限り、公開買付けは 2011 年 4 月 20 日(米国時間)に終了いたします。本契約において、米国完全子会社は、公開買付けの完了後に、当社、米国子会社又は当社の他の子会社が保有する RC2 の株式が公開買付けの結果取得するものも含め RC2 の発行済普通株式総数の 90%を 1 株超える数に達するまで(一定数を超えない範囲において)RC2 の新株を RC2 より取得する権利(以下「トップ・アップ・オプション」)を取得しております。米国完全子会社が公開買付けにより RC2 の株式の過半数を取得し、公開買付けおよびトップ・アップ・オプションの行使の完了後、当社が直接又は間接に RC2 の発行済普通株式総数の 90%以上を取得することができた場合は、RC2 の株主総会を行うことなく RC2 と米国完全子会社は合併いたします。米国完全子会社が公開買付けにより RC2 の発行済普通株式総数の過半数は取得できたものの、トップ・アップ・オプションを行使しても当社が直接又は間接に RC2 の発行済普通株式総数の 90%以上を取得できなかった場合は、RC2 の株主総会の承認を得た上で上記合併を行います。かかる RC2 の株主総会が必要となる場合、公開買付けにより取得した RC2 の普通株式により、米

国完全子会社は合併を承認するのに必要な株式を保有することになります。

RC2 の取締役会は本契約の締結に際し出席者の全会一致で、本契約および本買収は公正でありかつ RC2 の株主の利益に適ったものであることおよび株主に対して公開買付けに応募することを推奨する旨の決議を行っています。本契約において、RC2 は、原則として本契約締結日後は、本買収に代替する取引を勧誘又は促進するような行為を行ってはならないこととされていますが、本契約の条件に従い、本契約締結から 30 日間は、本買収に代替する取引を提案するよう第三者に対して勧誘行為を行うことができる権利を有しております。さらに、かかる 30 日間の期間内に第三者から提案が行われた場合であって、かつ当該提案が本買収よりも有利であるか有利である可能性があるとして RC2 の取締役会が合理的に判断した場合は、RC2 は上記の 30 日間の期間終了後さらに 15 日までの間当該提案に関する協議を継続することが出来ます。また、RC2 からの勧誘によらずに第三者が自発的に代替的買収提案を行った場合は、かかる提案が上記期間内に行われたか否かを問わず、RC2 は、本契約の条件に従い、当該第三者に対して必要な情報を開示し協議を行うことができます。かかる協議の結果、RC2 の取締役会が第三者の買収提案のほうが本買収よりも有利であると判断し(尚、当社は第三者の買収提案を受けた後 RC2 に対し再度新たな提案を行う権利を有しています)、かつ本契約を解除し当該第三者の有利な買収提案を規定する最終契約を締結しないことが取締役が RC2 の株主に対して負っている忠実義務に反すると合理的に判断した場合は、RC2 は、当社に対する解約金の支払いを含め本契約の条件に従い本契約を解除することができます。上記の 30 日間の期間中に第三者の有利な買収提案を規定する最終契約を締結するため、または、上記の 15 日までの追加期間中に RC2 が許容される当事者との最終契約を締結するために本契約が解除された場合、RC2 が当社に支払うべき解約金は 11.4 百万ドルです。上記のほか、有利な提案を規定する最終契約の締結のため RC2 により本契約が解除された場合、RC2 が当社に支払うべき解約金は 20.9 百万ドルです。

2 RC2 の業務執行役員との雇用契約について

RC2 および当社は、本契約と同時に、RC2 の業務執行役員である Stoelting 氏、Henseler 氏、Kilrea 氏、Lo 氏および Nicholson 氏(以下「RC2 業務執行役員」)との間で、以下の内容を含む雇用契約を締結しており、同契約は公開買付けが成立することを条件として効力を生じます。

- (A) 各業務執行役員は、RC2 との間で既に締結している契約に基づき本買収の完了を条件として RC2 から取得する権利を有している株式報酬の一部を放棄するものとし、これと引き替えに RC2 は上記株式報酬の価値に相当する金額の一部(放棄される株式報酬に関して支払われる金額は合計約 10 百万ドル)を、3 年間に分けて業務執行役員に対して支払う。残余の部分は、合併の完了後直ちに業務執行役員に対して現金で支払われる。
- (B) Stoelting 氏は RC2 の CEO として、Henseler 氏は RC2 の President として、Kilrea 氏は RC2 の COO として、Lo 氏は RC2 の Executive Vice President 兼 RC2(HK) Limited の Managing Director として、Nicholson 氏は RC2 の CFO として各々業務を継続す

る。上記 5 名の雇用契約の期間は、Stoelting 氏が 4 年、Henseler 氏が 2 年、Kilrea 氏、Lo 氏および Nicholson 氏が 3 年とする。

- (C) 業務執行役員に対し、現金報酬に加え、当社の株主総会および取締役会による承認を得た上で、ストックオプションとしての当社の新株予約権を割り当てる。当初割り当てられる新株予約権の行使により交付を受けることのできる株式数は最大で当社普通株式 600 千株となる予定である。

上記は、当社が東京証券取引所に上場していることに関連して当社が提供する一定の本契約の条項および業務執行役員との合意事項の要約です。本契約および業務執行役員との合意事項を証する契約の写しは、RC2 により米国証券取引委員会（以下「SEC」）に届け出られており、また、公開買付けに関して SEC に届け出られる Schedule T0 上の公開買付説明書の別紙として当社により届け出られる予定です。利害関係のある方々におかれましては、上記要約された条項のより正確な記載を確認するため、これらの文書の全文を熟読されるようお願いいたします。

本書に関連する公開買付けはまだ開始されておらず、本書は何らの証券の買付けの申込ではなく、売却の申込を勧誘するものでもありません。SECに届け出られるSchedule T0上の公開買付説明書、買付けの申込、その他公開買付けに関する文書には重要な情報が含まれることから、RC2 の株主様におかれましては、入手可能となった際には熟読されるようお願いいたします。RC2 の株主様は、これらの資料の写しを、入手可能となった以降、無料で SEC の ウェブ サイト <http://www.sec.gov> または 当 社 の ウェブ サイト <http://www.takaratomy.co.jp/company/release/ir/index.html> から入手することができます。

以 上